

大阪市の公報

発行所
大 阪 市 役 所
大阪市北区中之島 1-3-20
電話 06-6208-7444

目 次

規 則

- 大阪市副市長の事務分担等に関する規則の一部を改正する規則 … 6
- 市長の職務を代理する上席の事務職員を定める規則の一部を改正する規則 … 7
- 大阪市市長直轄組織事務分掌規則 … 7
- 大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則 … 12
- 大阪市震災支援対策室設置規則を廃止する規則 … 28
- 大阪市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則 … 29
- 大阪市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則 … 30
- 大阪市政研究所規則を廃止する規則 … 32
- 大阪市中心卸売市場事務分掌規則の一部を改正する規則 … 32
- 大阪市市税事務所事務分掌規則の一部を改正する規則 … 32
- 大阪市保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則 … 33
- 大阪市保健所規則の一部を改正する規則 … 34
- 大阪市消防局事務分掌規則の一部を改正する規則 … 34
- 大阪市教育委員会文書規則の一部を改正する規則 … 36
- 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則 … 37
- 指定職給料表の適用を受ける職員の給料月額に関する規則 … 38
- 職務の級の標準的な職務の内容及び職務の級を決定する基準に関する規則の一部を改正する規則 … 38
- 職員の給料の調整額に関する条例施行規則の一部を改正する規則 … 40
- 職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 … 40

企業管理規程

- 大阪市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程 … 41
- 大阪市病院局事務分掌規程の一部を改正する規程 … 42

告 示

- 放置自動車の処理 … 44
- 歳入の徴収及び収納事務委託（大阪市市民情報プラザの有償刊行物頒布代金等）… 44
- 一般競争入札の執行（橋梁・道路排水設備清掃業務委託）… 44
- 落札者等の公示 … 47
- 道路の位置指定 … 48
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 … 48

○障害者自立支援法に基づく医療機関（更生医療・育成医療）の 指定	49
○大阪市森林整備計画の変更	49
○道路法違反物件の除却	53
○放置自動車の処理	54
○大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の 所在地変更	54
○消防法に基づく貯蔵所等の使用の緊急停止命令	55
○一般競争入札の執行（ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集運搬業務 委託）	55
○落札者等の公示	58
○大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の所在地変更	58
○大阪市福島区及び中央区の選挙管理委員会委員及び同補充員の 就任	59
公 告	
○一般競争入札の執行（工事廃材等の売払い）	60
○一般競争入札の執行（工事廃材等の売払い）	61
○一般競争入札の執行（古新聞等の売払い）	63

公布された規則のあらまし

◇大阪市副市長の事務分担等に関する規則の一部を改正する規則

- 1 職制改正に伴い、副市長が分担する局等の事務を改めることにしました。
- 2 副市長が共同で担任する事務を改めることにしました。
- 3 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

（平成24年大阪市規則第17号 人事室人事課）

◇市長の職務を代理する上席の事務職員を定める規則の一部を改正する規則

- 1 職制改正に伴い、市長の職務を代理する上席の事務職員の職及びその順序を改めることにしました。
- 2 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

（平成24年大阪市規則第18号 人事室人事課）

◇大阪市市長直轄組織事務分掌規則

- 1 都市改革監及び人事室の内部組織を定めることにしました。
- 2 都市制度改革室、市政改革室及び人事室の事務分掌を定めることにしました。
- 3 都市制度改革室、市政改革室及び人事室に設置する職について定めることにしました。

4 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第19号 人事室人事課)

◇大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 情報公開室の廃止、健康福祉局の再編等に伴い、局等の内部組織を改めることにしました。
- 2 情報公開室の廃止、健康福祉局の再編等に伴い、局等の内部組織の事務分掌を改めることにしました。
- 3 情報公開室協働まちづくり室長を廃止する等、職の新設及び廃止について定めることにしました。
- 4 その他必要な規定整備を行うことにしました。
- 5 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第20号 人事室人事課)

◇大阪市震災支援対策室設置規則を廃止する規則

- 1 震災支援対策室を廃止することにしました。
- 2 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第21号 人事室人事課)

◇大阪市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 福島区役所に地域まちづくり担当課長を置く等、職の新設及び廃止について定めることにしました。
- 2 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第22号 人事室人事課)

◇大阪市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 更正相談所及び環境事業センターの事務分掌を改めることにしました。
- 2 大阪市政研究所を廃止する等、事業所組織及び職の新設及び廃止について定めることにしました。
- 3 その他必要な規定整備を行うことにしました。
- 4 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第23号 人事室人事課)

◇大阪市市政研究所規則を廃止する規則

- 1 大阪市政研究所の廃止に伴い、規則を廃止することにしました。
- 2 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第24号 人事室人事課)

◇大阪市中央卸売市場事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 中央卸売市場東部市場市場再整備担当課長 2 名を廃止することにしました。
- 2 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第25号 人事室人事課)

◇大阪市市税事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 市税事務所の事務分掌を改めることにしました。
- 2 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第26号 人事室人事課)

◇大阪市保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 保健福祉センターの事務分掌を改めることにしました。
- 2 此花区役所に保険担当課長を置く等、職の新設及び廃止について定めることにしました。
- 3 その他必要な規定整備を行うことにしました。
- 4 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第27号 人事室人事課)

◇大阪市保健所規則の一部を改正する規則

- 1 保健所の副所長を廃止するとともに、所長の職務代理について改めることにしました。
- 2 保健所の事務分掌を改めることにしました。
- 3 保健所副所長を廃止する等、職の新設及び廃止について定めることにしました。
- 4 その他必要な規定整備を行うことにしました。
- 5 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第28号 人事室人事課)

◇大阪市消防局事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 救急部を新設する等、消防局の内部組織を改めることにしました。
- 2 警防部及び救急部の事務分掌を改めることにしました。
- 3 総務部に勤務条件担当課長を置く等、職の新設及び廃止について定めることにしました。
- 4 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第29号 人事室人事課)

**◇大阪市教育委員会文書規則の一部を改正する規則**

- 1 新しい財務会計システムの運用に伴って、教育委員会事務局における公文書の管理に関し必要な規定を定めることにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この規則は、公布の日（平成24年 3 月27日）から施行することにしました。

(平成24年大阪市教育委員会規則第 2 号 教育委員会事務局総務部総務課)

**◇職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則**

- 1 児童福祉法が一部改正（平成24年 4 月 1 日施行）されるに伴い、児童福祉法を引用している規定の整備を行うことにしました。
- 2 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市人事委員会規則第 2 号 行政委員会事務局任用調査部調査課)

◇指定職給料表の適用を受ける職員の給料月額に関する規則

- 1 指定職給料表の適用を受ける職員の号給を決定する基準を定めることにしました。
- 2 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市人事委員会規則第 3 号 行政委員会事務局任用調査部調査課)

◇職務の級の標準的な職務の内容及び職員の職務の級を決定する基準に関する規則の一部を改正する規則

- 1 職制改正に伴い、職務の級の標準的な職務の内容を改めることにしました。
- 2 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市人事委員会規則第 4 号 行政委員会事務局任用調査部調査課)

◇職員の給料の調整額に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 職制改正に伴い、局の名称を改めることにしました。
- 2 終了した経過措置に関する規定を削除することにしました。
- 3 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市人事委員会規則第 5 号 行政委員会事務局任用調査部調査課)

◇職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 職制改正に伴い、局等の名称を改めることにしました。
- 2 その他、必要な規定の整備をすることにしました。
- 3 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市人事委員会規則第 6 号 行政委員会事務局任用調査部調査課)

公布された規程のあらまし

◇大阪市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

- 1 職の新設及び廃止等について定めることにしました。
- 2 工務部に広域事業開発・推進課を新設することにしました。
- 3 課等の内部組織の事務分掌を改めることにしました。
- 4 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 5 この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市水道事業管理規程第 2 号 水道局総務部総務課)

**◇大阪市病院局事務分掌規程の一部を改正する規程**

- 1 総合医療センター病院管理部に診療情報企画課を設置するなど、病院局の組織を改めることにしました。
- 2 この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市病院事業管理規程第 2 号 病院局総務部総務課)

規 則

次に掲げる規則を公布する。

大阪市副市長の事務分担等に関する規則の一部を改正する規則

市長の職務を代理する上席の事務職員を定める規則の一部を改正する規則

大阪市市長直轄組織事務分掌規則

大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市震災支援対策室設置規則を廃止する規則

大阪市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市政研究所規則を廃止する規則

大阪市中央卸売市場事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市市税事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市保健所規則の一部を改正する規則

大阪市消防局事務分掌規則の一部を改正する規則

平成24年 3 月 28 日

大阪市長 橋 下 徹

大阪市規則第17号

大阪市副市長の事務分担等に関する規則の一部を改正する規則

大阪市副市長の事務分担等に関する規則（平成24年大阪市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表を次のように改める。

副市長	担 任 事 務
村上龍一	市政改革室、人事室、区役所、総務局、市民局、財政局、契約管財局、福祉局、健康局、こども青少年局及び会計室が所管する事務並びに他の執行機関及び市会事務局の職員に補助執行させている事務
田中清剛	都市改革監、危機管理監、計画調整局、ゆとりとみどり振興局、経済局、環境局、都市整備局、建設局、港湾局、消防局、交通局、水道局及び病院局が所管する事務

第2条第2項中「（大都市制度改革監が所管するものを除く。）及び情報公開室（監察部を除く。）が所管する事務」を削る。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

（平24. 3. 28揭示済）

大阪市規則第18号

市長の職務を代理する上席の事務職員を定める規則の一部を改正
する規則

市長の職務を代理する上席の事務職員を定める規則（平成17年大阪市規則第142号の2）の一部を次のように改正する。

本則中「大阪市事務分掌条例」を「大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる職及び同条に掲げる組織の長の職にある者並びに大阪市事務分掌条例」に、「同条に掲げる組織」を「大阪市市長直轄組織条例第1条に掲げる職及び組織並びに大阪市事務分掌条例第1条に掲げる組織」に改める。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

（平24. 3. 28揭示済）

大阪市規則第19号

大阪市市長直轄組織事務分掌規則

（内部組織）

第1条 都市改革監及び人事室の内部組織は、次のとおりとする。

都市改革監

都市制度改革室

人 事 室

総 務 課

人 事 課

給 与 課

管 理 課

（職の設置）

第2条 室に室長、課に課長を置く。

2 市政改革室に理事を置く。

3 人事室に次長を置く。

4 別表第1に掲げる室に、同表に定めるところにより担当部長を置く。

- 5 別表第2に定めるところにより、室に担当課長を置く。
- 6 前項に定めるもののほか、室（人事室を除く。）に担当課長代理又は担当係長を置く。
- 7 課に課長代理、担当課長代理又は担当係長を置く。
- 8 人事室に医務主幹、保健主幹、医務副主幹又は保健副主幹を置くことがある。
- 9 室（人事室を除く。）又は課に主査を置くことがある。
- 10 特に必要があるときは、室に参事又は副参事、課に副参事を置く。

第3条 都市改革監、室長、理事、次長、担当部長、課長、担当課長、医務主幹、保健主幹、参事、課長代理、担当課長代理、医務副主幹、保健副主幹、副参事、担当係長及び主査は、本市職員のうちから市長が命ずる。
（職務）

第4条 都市改革監、室長、理事、次長、担当部長、課長、担当課長、医務主幹、保健主幹、参事、課長代理、担当課長代理、医務副主幹、保健副主幹、副参事、担当係長及び主査は、おのおの上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

- 2 前項に定めるもののほか、都市改革監、市政改革室長及び人事室長は、上司の命を受けて、その所管の事務について、局及び室の長（大阪市事務分掌条例（昭和38年大阪市条例第31号）第1条に掲げる局及び室の長、危機管理監、会計室長、消防局長、交通局長、水道局長、病院局長、教育長、行政委員会事務局長をいう。）を指揮監督する。

第5条 市政改革室理事は、地域力復興に関する施策及び区政改革に係る調査、企画及び総合調整に関する事務を所管する。

- 2 人事室次長は、人事室長を補佐し、人事室の事務を整理する。
- 3 担当部長は、その職名に冠された事務を所管するほか、都市改革監又は市政改革室長が定める事務を所管する。この場合において、同一の室に同一の職名の担当部長が複数置かれているときは、当該担当部長の事務分担は、都市改革監又は市政改革室長が定める。
- 4 担当課長及び担当課長代理は、その職名に冠された事務を専管するほか、室長等（都市改革監、市政改革室長及び人事室長をいう。以下同じ。）が定める事務を専管する。この場合において、同一の室に同一の職名の担当課長が複数置かれているとき又は同一の室若しくは課に同一の職名の担当課長代理が複数置かれているときは、当該担当課長又は担当課長代理の事務分担は、室長等が定める。
- 5 医務主幹、保健主幹、参事、医務副主幹、保健副主幹、副参事、担当係長及び主査の事務分担は、室長等が定めるところによる。この場合において、室長等は、医務主幹、保健主幹、医務副主幹、保健副主幹に課長又は担当課長の分掌事務の一部を共管させ、又は専管させることができる。
- 6 担当係長及び主査以上を除く所属員の配置及び事務分担は、室長等が定める。

第6条 室長等に事故があるとき又は室長等が欠けたときは、別に事務取扱者又は事務代理者が命じられない限り、あらかじめ市長が定める職員が室長等の職務を行う。

2 部長等（都市制度改革室長、次長及び担当部長をいう。以下この項において同じ。）に事故があるとき又は部長等が欠けたときは、あらかじめ室長等が定める職員が部長等の職務を行う。

3 課長等（課長及び担当課長をいう。以下この項及び次項において同じ。）に事故があるとき又は課長等が欠けたときは、当該課長等の専管する事務を所管する課長代理等（課長代理及び担当課長代理をいう。以下この項及び次項において同じ。）が当該担当課長等の職務を行う。この場合において、当該課長代理等が複数置かれているときは、あらかじめ室長等が定めた順序で、当該課長等の職務を行う。

4 前項前段の場合において当該課長等の専管する事務を所管する課長代理等が置かれていないときは、あらかじめ室長等が定める職員が当該課長等の職務を行う。

（担当の設置）

第7条 都市改革監は、都市制度改革室の分掌事務を処理する単位として、担当課長をリーダーとし、所属員で構成されるグループを置くことができる。

2 市政改革室長は、市政改革室の分掌事務を処理する単位として、担当部長をリーダーとし、所属員で構成されるグループを置くことができる。

3 前2項の規定により置かれるグループは担当と称し、担当の名称には都市改革監又は市政改革室長が定める所管事務を冠するものとする。

4 都市改革監及び市政改革室長は、第1項及び第2項の規定により担当を置いたとき又は担当の編成若しくは名称を変更したときは、市長に報告しなければならない。

（都市制度改革室の事務分掌）

第8条 都市制度改革室の事務分掌は、次のとおりとする。

都市制度改革室

(1) 室の文書、人事、予算、決算及び物品並びに室業務の進行管理及び事務改善に関すること

(2) 大都市制度その他の地方自治制度に係る企画及び立案並びに推進に関すること

(3) 市政運営に係る総合的な調整に関すること

(4) 重要施策の調査、企画及び連絡調整に関すること

(5) 公共団体等との連絡及び協力に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。

（市政改革室の事務分掌）

第9条 市政改革室の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 室の文書、人事、予算、決算及び物品並びに室業務の進行管理及び事務改善に関すること

- (2) 市政改革の推進に係る総合調整、進捗管理及び指導に関する事
 - (3) 行財政改革に係る企画及び立案並びに推進に関する事
 - (4) 地域力復興に関する施策に係る調査、企画及び総合調整に関する事
 - (5) 区政改革に係る調査、企画及び総合調整に関する事
 - (6) 行財政運営のPDCAサイクル推進に係る企画、調整及び指導に関する事
 - (7) 財務リスクの管理の総括に関する事
 - (8) 特定団体の再建監理に係る連絡調整及び指導に関する事
 - (9) その他市政改革の推進に関する事
- (人事室の事務分掌)

第10条 人事室の事務分掌は、次のとおりとする。

総 務 課

- (1) 室の文書、人事、予算、決算及び物品並びに室業務の進行管理及び事務改善に関する事

人 事 課

- (1) 職員の任免、分限、懲戒、配置その他の人事に関する事。ただし、他の課の所管に属するものを除く。
- (2) 職員の勤務条件（給与に係るものを除く。）に関する事
- (3) 職員の人事制度の企画、調査及び研究に関する事
- (4) 職制及び定数に関する事
- (5) 職員の児童手当及び子ども手当に関する事。ただし、他の課の所管に属するものを除く。
- (6) 職員の安全、衛生管理、災害補償その他職員の厚生に関する事。ただし、他の課の所管に属するものを除く。
- (7) 地方公務員災害補償基金大阪市支部に関する事
- (8) 大阪市職員互助会に関する事
- (9) 他の課の主管に属しない事

給 与 課

- (1) 職員の勤務条件（給与に係るものに限る。）に関する事
- (2) 職員の給与制度の企画、調査及び研究に関する事
- (3) 職員の給与及び退職料の執行管理に関する事
- (4) 大阪市職員共済組合に関する事

管 理 課

- (1) 職員の人事及び厚生に係る事務の集中処理に関する事
- (2) 職員の給与、退職料、児童手当及び子ども手当の支払に関する事

附 則

- 1 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。
- 2 大阪市市政改革室事務分掌規則（平成20年大阪市規則第29号）は、廃止する。

別表第 1（第 2 条関係）

所 属 名	名 称	人 員
都市制度改革室	府市再編担当部長	1
	広域行政担当部長	1
市政改革室	総合調整担当部長	1
	改革方針担当部長	1
	地域力復興担当部長	1
	区政改革担当部長	2
	事業再構築担当部長	1
	P D C A 担当部長	1

別表第 2 （第 2 条関係）

所 属 名	名 称	人 員
都市制度改革室	総務担当課長	1
	改革推進担当課長	1
	都市制度担当課長	1
	府市再編担当課長	4
	広域行政担当課長	2
市政改革室	総合調整担当課長	3
	改革方針担当課長	1
	地域活動活性化担当課長	1
	地域ビジネス創出担当課長	1
	区政支援担当課長	1
	区行政システム担当課長	1
	区役所業務改編担当課長	1
	事業再構築担当課長	3
	P D C A 担当課長	2
人事室	制度担当課長	1

	組織担当課長	1
	厚生担当課長	1
	共済担当課長	1

(平24. 3. 28揭示済)



大阪市規則第20号

大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則
大阪市事務分掌規則（昭和24年大阪市規則第133号）の一部を次のように改正する。

「企 画 部
第 1 条第 1 項政策企画室の項中「企 画 部」を 市民情報部」に改め、同
「人 事 部
人 事 課
条第 1 項中情報公開室の項を削り、同条第 1 項総務局の項中
給 与 課
管 理 課」
「監 察 部
を 監 察 課」に改め、同条第 1 項市民局の項中「安全まちづくり課」を
「地域活動課」に改め、同条第 1 項健康福祉局の項中「健康福祉局」を「福祉局」に改め、「職 員 課」を削り、「障害施設課」を「運営指導課」に改
「健 康 局
総 務 部
「 健康推進部 総 務 課
健康施策課 経 理 課
め、同条第 1 項中 を に改め、同項環
健康づくり課 健康推進部
生活衛生課 」 健康施策課

健康づくり課

生活衛生課 』

「環境計画課

境局の項中 を「環境施策課」に、「廃棄物規制課」を
資源循環課」

「家庭ごみ減量課

に改め、同条第 1 項都市整備局の項中

一般廃棄物指導課」

「企 画 部

「総 務 部

総 務 課

総 務 課

住宅政策課

企 画 部

を

に改め、同条第 1 項港湾局の項中

まちづくり事業部

住宅政策課

住環境整備課

住環境整備課

区画整理課 』

区画整理課 』

「臨海地域活性化室」を「営業推進室」に改める。

第 2 条中第 2 項及び第 3 項を削り、第 4 項を第 2 項とし、第 5 項から第 11 項までを 2 項ずつ繰り上げ、同条第 12 項中「、情報公開室」を削り、「臨海地域活性化室」を「営業推進室」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条中第 13 項を第 11 項とし、第 14 項を第 12 項とし、第 15 項を第 13 項とし、同条第 16 項中「情報公開室市民情報部」を「政策企画室市民情報部」に改め、同項を同条第 14 項とし、同条第 17 項中「健康福祉局健康推進部」を「健康局健康推進部」に改め、同項を同条第 15 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

16 福祉局に医務監を置くことがある。

第 2 条第 18 項中「健康福祉局」を「健康局」に改め、同項を同条第 17 項とし、同条中第 19 項を第 18 項とし、第 20 項から第 23 項までを 1 項ずつ繰り上げ、同条第 24 項中「、情報公開室」を削り、同項を同条第 23 項とする。

第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項中「、大都市制度改革監、協働まちづくり室長」を削る。

第 5 条中第 1 項及び第 2 項を削り、第 3 項を第 1 項とし、第 4 項から第 6 項までを 2 項ずつ繰り上げ、同条第 7 項中「、情報公開室長」を削り、同項を同条第 5 項とし、同条中第 8 項から第 16 項までを 2 項ずつ繰り上げる。

第 6 条第 2 項中「臨海地域活性化室長」を「営業推進室長」に改める。

第 8 条企画部の項中第 2 号及び第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号を第 3 号とし、第 6 号から第 8 号までを削り、同項の次に次のように加える。

市民情報部

- (1) 市政の普及に関すること
- (2) 広報に係る企画及び調査に関すること
- (3) 広報及び報道事務に係る局等、危機管理室及び区との連絡調整に関する
こと
- (4) 報道機関との連絡に関すること
- (5) 情報公開制度に係る企画、調査及び運用の総括に関すること
- (6) 本市の機関が取り扱う個人情報の保護の総括に関すること
- (7) 市政に対する意見及び要望に係る事務の総括及び指導に関すること
- (8) 庁内の案内に関すること

第9条を削り、第10条を第9条とする。

第11条行政部行政課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条中人事部の項を次のように改める。

監 察 部

監 察 課

- (1) 職員の公正な職務の執行の確保に関すること
- (2) 内部監察に関すること
- (3) 監査委員との連絡に関すること
- (4) 外部監査契約に関すること

第11条を第10条とする。

第12条市民部区政課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号及び第5号を削り、第6号を第3号とし、同条市民部安全まちづくり課の項中「安全まちづくり課」を「地域活動課」に改め、同項に次の3号を加える。

- (2) 区役所附設会館の連絡調整に関すること。ただし、他の課の所管に属するものを除く。
- (3) 地域の振興に関すること
- (4) 市民活動の推進に関すること

第12条を第11条とする。

第13条財務部財務課の項第1号ただし書中「部」を「部及び課」に改め、同項中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、同条財務部財源課の項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 公債費会計に係る予算、決算及び物品に関すること

第13条財務部財源課の項に次の3号を加える。

- (6) 資金の計画及び基金の運用に関すること
- (7) 出資財産の管理に関すること
- (8) 宝くじに関すること

第13条税務部課税課の項に次の1号を加える。

- (4) 特命による固定資産（家屋に限る。）の評価に関すること

第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

第15条企画振興部の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条計画部都市計画課の項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 情報化施策に係る調査、企画及び連絡調整に関すること

第15条を第14条とする。

第16条（見出しを含む。）中「健康福祉局」を「福祉局」に改め、同条総務部総務課の項第1号中「文書」を「文書及び人事」に改め、同条中総務部職員課の項を削り、同条障害者施策部障害福祉課の項第2号中「身体障害児及び知的障害児」を「同法第4条第2項に規定する障害児」に改め、同条障害者施策部障害支援課の項第1号中「障害児施設支援」を「障害児支援」に改め、同条中障害者施策部障害施設課の項を次のように改める。

運営指導課

(1) 障害者自立支援法及び児童福祉法に基づく施設及び事業所の指定及び指導等に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。

第16条高齢者施策部高齢福祉課の項第3号中「包括的支援事業等」を「介護予防事業及び包括的支援事業等」に改め、同条中健康推進部の項を削り、同条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

（健康局の事務分掌）

第16条 健康局の事務分掌は、次のとおりとする。

総 務 部

総 務 課

(1) 局の文書及び人事並びに局業務の進行管理及び事務改善に関すること
(2) 他の部及び課の主管に属しないこと

経 理 課

(1) 局の予算、決算及び物品に関すること
(2) 局業務に関する総合的企画、調査及び連絡調整に関すること
(3) 局所管不動産の管理並びに施設の建設及び改良に関すること

健康推進部

健康施策課

(1) 健康の保持及び増進に係る施策の総合的企画及び調整並びに健康増進に係る事業の推進に関すること

(2) 保健所業務及び区における保健業務の連絡調整に関すること
(3) 保健医療計画に関すること
(4) 休日及び夜間急病診療対策に関すること
(5) 保健師業務の指導及び連絡調整に関すること
(6) 他の課の主管に属しないこと

健康づくり課

(1) 健康増進計画に関すること
(2) 健康増進法に基づく健康増進事業に関すること
(3) 栄養改善及び食育に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。

- (4) 歯科保健に関すること
生活衛生課

- (1) 環境衛生及び食品衛生に関すること
- (2) 薬務に関すること

- (3) 狂犬病予防並びに動物の愛護及び管理に関すること

第17条子育て支援部保育企画課の項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 児童福祉施設の監督及び指導に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。

第18条緑化推進部管理課の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 公園及び緑地の建設計画（用地に係るものに限る。）に関すること

第18条緑化推進部計画課の項第1号中「建設計画」を「建設計画（用地に係るものを除く。）」に改める。

第20条環境施策部環境計画課の項中「環境計画課」を「環境施策課」に改め、第5号を削り、同条中環境施策部資源循環課の項を削り、環境管理部環境管理課の項に次の4号を加える。

- (4) 産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理業者の指導監督に関すること
- (5) 産業廃棄物再生利用業の指定及び産業廃棄物再生利用業者の指導監督に関すること
- (6) 産業廃棄物処理の基本計画、調査研究、規制及び関係団体との連絡に関すること
- (7) 産業廃棄物の中間処理、最終処分事業及び処理施設に関すること

第20条事業部事業管理課の項第1号ただし書中「課の」を削り、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

家庭ごみ減量課

- (1) 一般廃棄物等の減量化及び再生利用に係る事業の推進に関すること。ただし、他の課の所管に属するものを除く。

第20条事業部廃棄物規制課の項中「廃棄物規制課」を「一般廃棄物指導課」に改め、同項第2号中「廃棄物処理業の」を「一般廃棄物処理業の」に、「廃棄物処理業者」を「一般廃棄物処理業者」に改め、同項第3号中「廃棄物再生利用業の」を「一般廃棄物再生利用業の」に、「廃棄物再生利用業者」を「一般廃棄物再生利用業者」に改め、同項中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (5) 廃棄物の適正排出の指導に関すること
- (6) 一般廃棄物等の減量化及び再生利用に係る事業者との協働の推進に関すること

第21条中企画部の項の前に次のように加える。

総 務 部

総 務 課

- (1) 局の文書、人事、予算、決算及び物品並びに局業務の進行管理及び事務改善に関すること
- (2) 局所管工事の検査に関すること。ただし、他の部の所管に属するものを除く。
- (3) 他の部の主管に属しないこと

第21条企画部の項中総務課の項を削り、同条企画部住宅政策課の項第3号中「市街地整備事業（土地区画整理事業及び市街地再開発事業をいう。以下同じ。）」を「土地区画整理事業、市街地再開発事業」に改め、同項第7号中「、組合施行及び区画整理会社施行に係る市街地整備事業」を「及び組合施行に係る市街地再開発事業」に改め、同項に次の1号を加える

- (9) 他の課の主管に属しないこと

第21条企画部の項中住宅政策課の項の次に次のように加える。

住環境整備課

- (1) 密集市街地等の住環境整備及び住宅地区改良並びに狭あい道路の整備に関すること。ただし、他の部及び課の所管に属するものを除く。
- (2) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく防災街区整備事業の施行の認可及び監督に関すること
- (3) 民間老朽住宅建替支援事業の実施に関すること
- (4) H O P E ゾーン事業に関すること。ただし、他の課の所管に属するものを除く。

区画整理課

- (1) 土地区画整理事業の総括に関すること
- (2) 拠点地域等における土地区画整理事業の実施の推進に関すること
- (3) 土地区画整理事業に伴う測量に関すること
- (4) 土地区画整理事業に伴う地上物件の調査及び査定並びに移転のための土地及び仮収容建物に関すること
- (5) 土地区画整理事業に伴う処分及び補償の審査並びに不服申立ての処理に関すること
- (6) 土地区画整理事業に伴う登記、清算及び移転に関すること。ただし、土地区画整理事務所の所管に属するものを除く。
- (7) 個人施行、組合施行及び区画整理会社施行に係る土地区画整理事業の実施の促進、助成、指導、認可及び監督に関すること
- (8) 特命による土地区画整理事業に伴う施設の整備及び管理に関すること

第21条中まちづくり事業部の項を削り、同条住宅部建設課の項第3号中「取得計画」を「取得計画、管理（他の部の所管に属するものを除く。）」に改め、同条住宅部保全整備課の項中第3号を削り、同条公共建築部企画設計課の項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 市設建築物の建設に係る技術的指導並びに建築技術に関する情報の収集

及び管理に關すること

第21条公共建築部ファシリティマネジメント課の項第2号中「建設及び」及び「並びに建築技術に關する情報の収集及び管理」を削る。

第23条臨海地域活性化室の項中「臨海地域活性化室」を「營業推進室」に改める。

別表第1中

「

政策企画室	理事	名 1	国際化施策、都市プロモーション及び企業誘致に係る調査、企画及び総合調整に關すること
	理事	1	市政に關する総合的な政策の企画及び推進、市政運営に係る総合的な調整並びに重要施策の調査及び企画に關すること
総務局	理事	1	職員の人事、給与、福利厚生及び人材開発に係る調査、企画及び総合調整に關すること

」

を

「

政策企画室	理事	名 1	国際化施策、都市プロモーション及び企業誘致に係る調査、企画及び総合調整に關すること
	理事	1	市政に關する総合的な政策の企画及び推進に關すること
	理事	1	広報、報道、情報公開及び広聴に係る調査、企画及び総合調整に關すること

」

に改め、同表中健康福祉局の項を次のように改める。

福祉局	理事	1	局運営に係る重要事項の調査、企画及び総合調整に關すること
-----	----	---	------------------------------

別表第2中

「

政策企画室	都市外交担当部長	名 1
	企業誘致担当部長	1
	施策重点化担当部長	1
	地域主権担当部長	1
	政策調査担当部長	1
	政策調整担当部長	1
	府市再編担当部長	2
情報公開室	地域力復興担当部長	1

	区政支援担当部長	2
--	----------	---

」

を

「

政策企画室	国際交流担当部長	名
		1
	企業誘致担当部長	1
	重点施策担当部長	1
	政策調査担当部長	1
	政策調整担当部長	1

」

に改め、同表計画調整局の項中

「

夢洲・咲洲地区調整担当部長	1
---------------	---

」

を

「

夢洲・咲洲地区調整担当部長	1
夢洲・咲洲地区活性化担当部長	1

」

に改め、同表中

「

健康福祉局	企画担当部長	1
	生活保護制度担当部長	1
	福祉援護担当部長	1
	保険年金担当部長	1
	介護保険担当部長	1
	弘済院経営企画担当部長	1

」

を

「

福祉局	事業者等指導担当部長	1
	生活保護制度担当部長	1
	福祉援護担当部長	1
	保険年金担当部長	1
	弘済院経営企画担当部長	1
健康局	生活衛生担当部長	1

」

に改め、同表ゆとりとみどり振興局の項中

「

まち魅力担当部長	1
博物館群担当部長	1
大阪マラソン担当部長	1

」

を

「

都市魅力戦略担当部長	1
まち魅力担当部長	1
博物館群担当部長	1

」

に改め、同表中環境局の項及び都市整備局の項を次のように改める。

環境局	改革担当部長	1
	エネルギー政策担当部長	1
都市整備局	まちづくり事業担当部長	1
	区画整理担当部長	1
	住宅管理担当部長	1

別表第2 建設局の項中

「

施設管理調整担当部長	1
自転車対策担当部長	1

」

を

「

施設管理調整担当部長	1
------------	---

」

に改める。

別表第3 政策企画室秘書部の項中「海外プロモーション担当課長」を「国際交流推進担当課長」に改め、同表政策企画室企画部の項中

「

施策重点化担当課長	2
地域主権担当課長	1
都市連携担当課長	1

」

を

「

重点施策担当課長	2
----------	---

」

に、

「

総合計画担当課長	1
府市再編担当課長	4

」

を

「

総合計画担当課長	1
政策調整担当課長	1

」

に改め、同表中

「

情報公開室市民情報部	企画広報担当課長	1
	連絡調整担当課長	1
	広報事業担当課長	1
	報道担当課長	1
	公開制度等担当課長	1
	広聴担当課長	1
情報公開室監察部	公正職務担当課長	1
情報公開室	地域力復興担当課長	2
	区政支援担当課長	2
	行政区調査担当課長	1
危機管理室	自主防災企画担当課長	1
	震災対策担当課長	1
	調整担当課長	1

」

を

「

政策企画室市民情報部	広報担当課長	1
	報道担当課長	1
	公開制度等担当課長	1
	広聴担当課長	1
危機管理室	自主防災企画担当課長	1
	防災計画担当課長	1
	災害対策担当課長	1

」

に、

「

総務局人事部	制度担当課長	1
	厚生担当課長	1
	共済担当課長	1
市民局市民部	施設管理担当課長	1
	施設整備担当課長	1
	地域振興担当課長	1
	市民活動担当課長	1
	住民情報担当課長	1
	安全防犯担当課長	1
	就労対策担当課長	1

」

を

「

市民局市民部	施設管理担当課長	1
	施設整備担当課長	1
	住民情報担当課長	1
	安全防犯担当課長	1
	地域振興担当課長	1
	市民活動担当課長	1
	就労対策担当課長	1

」

に改め、同表財政局税務部の項中

「

固定資産税担当課長	1
-----------	---

」

を

「

システム担当課長	1
固定資産税担当課長	1

」

に改め、同表契約管財局管財部の項中

「

財産活用担当課長	1
財産調整担当課長	1

」

を

「

財産活用担当課長	1
----------	---

」

に改め、同表計画調整局企画振興部の項中

「

統計調査担当課長	1
情報化施策担当課長	1

」

を

「

統計調査担当課長	1
----------	---

」

に改め、同表計画調整局計画部の項中

「

幹線道路担当課長	1
企画調整担当課長	1

」

を

「

幹線道路担当課長	1
----------	---

」

に、

「

空港等広域計画担当課長	1
総合交通体系担当課長	1

」

を

「

空港等広域計画担当課長	1
-------------	---

」

に改め、同表計画調整局開発調整部の項中

「

夢洲・咲洲地区調整担当課長	7
---------------	---

」

を

「

夢洲・咲洲地区調整担当課長	7
企画調整担当課長	1

」

に、「2」を「1」に改め、同表健康福祉局総務部の項中「健康福祉局総務部」を「福祉局総務部」に、

「

法人監理担当課長	1
企画担当課長	1
連絡調整担当課長	1

」

を

「

人事・勤務条件担当課長	1
法人監理担当課長	1
企画担当課長	1

」

に改め、同表健康福祉局生活福祉部の項中「健康福祉局生活福祉部」を「福祉局生活福祉部」に、

「

地域福祉支援担当課長	1
総合福祉調整担当課長	1

」

を

「

総合福祉調整担当課長	1
------------	---

」

に、

「

住宅手当緊急措置担当課長	1
--------------	---

」

を

「

住宅手当緊急措置担当課長	1
相談支援担当課長	1

」

に改め、同表中

「

健康福祉局障害者施策部	施設運営企画担当課長	1
健康福祉局高齢者施策部	在宅支援担当課長	1
	いきがい施設担当課長	1
	事業者指導担当課長	1

」

を

「

福祉局高齢者施策部	在宅支援担当課長	1
-----------	----------	---

	介護予防事業担当課長	1
	事業者指導担当課長	1
健康局総務部	人事・勤務条件担当課長	1

」
に改め、同表健康福祉局健康推進部の項中「健康福祉局健康推進部」を「健康局健康推進部」に、

「

保健医療計画担当課長	1
介護予防事業担当課長	1

」

を

「

保健医療計画担当課長	1
------------	---

」

に改め、同表ゆとりとみどり振興局企画部の項中「都市魅力創造戦略担当課長」を「都市魅力戦略担当課長」に、

「

水辺魅力担当課長	1
----------	---

」

を

「

水辺魅力担当課長	1
天王寺魅力担当課長	1

」

に改め、同表ゆとりとみどり振興局文化部の項中

「

文化振興担当課長	1
----------	---

」

を

「

文化振興担当課長	1
経営形態等担当課長	1

」

に、「近代美術館担当課長」を「近代美術館等整備計画担当課長」に改め、同表ゆとりとみどり振興局緑化推進部の項中

「

技術監理担当課長	1
用地計画担当課長	1

」

を

「

用地計画担当課長	1
技術監理担当課長	1
連絡調整担当課長	1

」

に改め、同表経済局産業振興部の項中

「

商業立地担当課長	1
緊急金融対策担当課長	1

」

を

「

商業立地担当課長	1
----------	---

」

に改め、同表中環境局総務部の項を次のように改める。

環境局総務部	経営改革担当課長	1
	運営改革担当課長	1

別表第 3 環境局環境施策部の項中

「

環境活動担当課長	1
啓発指導担当課長	1

」

を

「

環境活動担当課長	1
----------	---

」

に改め、同表環境局環境管理部の項中

「

土壌水質担当課長	1
----------	---

」

を

「

土壌水質担当課長	1
産業廃棄物規制担当課長	1

」

に改め、同表中環境局事業部の項を次のように改める。

環境局事業部	斎場霊園担当課長	1
--------	----------	---

別表第3中

「

都市整備局企画部	事業管理担当課長	1
	工事検査担当課長	1
	企画調査担当課長	1
	まちづくり事業企画担当課長	1
	防災・耐震化計画担当課長	1
	民間住宅助成担当課長	1
	民間開発担当課長	1
都市整備局まちづくり事業部	住宅地区改良担当課長	1
	H O P E ゾーン事業担当課長	1
	地域整備担当課長	1
	審査担当課長	1
	測量担当課長	1
	物件査定担当課長	1
	拠点開発事業担当課長	1
	清算担当課長	1
	用地売却・引継担当課長	1
	淡路駅地区調整担当課長	1

」

を

「

都市整備局総務部	事業管理担当課長	1
	工事検査担当課長	1
都市整備局企画部	企画調査担当課長	1
	まちづくり事業企画担当課長	1
	防災・耐震化計画担当課長	1
	民間住宅助成担当課長	1
	住宅地区改良担当課長	1
	H O P E ゾーン事業担当課長	1
	地域整備担当課長	1
	審査担当課長	1
	測量担当課長	1
	物件査定担当課長	1
	拠点開発事業担当課長	1
	清算担当課長	1
	淡路駅地区調整担当課長	1

」

に改め、同表都市整備局公共建築部の項中

「

エネルギー管理担当課長	1
技術管理担当課長	1

」

を

「

エネルギー管理担当課長	1
-------------	---

」

に改め、同表建設局総務部の項中

「

業務改革担当課長	1
----------	---

」

を

「

業務改革担当課長	1
道路活性化担当課長	1

」

に改め、同表港湾局総務部の項中

「

総務担当課長	1
人事・勤務条件担当課長	1

」

を

「

総務担当課長	1
--------	---

」

に改め、同表港湾局臨海地域活性化室の項中「港湾局臨海地域活性化室」を「港湾局営業推進室」に、「立地促進担当課長」を「販売促進担当課長」に改める。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

(平24. 3. 28揭示済)



大阪市規則第21号

大阪市震災支援対策室設置規則を廃止する規則

大阪市震災支援対策室設置規則（平成23年大阪市規則第11号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

(平24. 3. 28揭示済)

大阪市規則第22号

大阪市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市区役所事務分掌規則（昭和42年大阪市規則第44号）の一部を次のように改正する。

別表福島区役所の項中

「

総合企画担当課長

地域活動支援担当課長

」

を

「

地域まちづくり担当課長

防災・防犯担当課長

」

に改め、同表此花区役所の項中

「

福祉担当課長

」

を

「

保健担当課長

」

に改め、同表住吉区役所の項中

「

まちづくり担当課長

」

を

「

総合企画担当課長

」

に改め、同表東住吉区役所の項中

「

市民活動支援担当課長

」
を
「

総合企画担当課長
安心まちづくり担当課長

」

に、
「

生活支援担当課長
保健担当課長

」

を
「

生活支援担当課長

」

に改め、同表西成区役所の項中
「

保険年金担当課長

」

を
「

保険年金担当課長
事業調整担当課長

」

に改める。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

(平24. 3. 28揭示済)



大阪市規則第23号

大阪市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市事業所事務分掌規則（昭和37年大阪市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「主管局長（）」を「主管局長（人事室長並びに）」に改める。

第 3 条中「、市政研究所」を削る。

第 6 条更生相談所の項第 5 号中「一時保護所及び」を削り、同条環境事業センターの項第 2 号中「（犬、猫等の死体を除く。）」を削り、「徴収」を「徴

収（他の所管に属するものを除く。）」に改め、同項第3号中「作業」を「作業（他の所管に属するものを除く。）」に改める。

別表第1中

「

政策企画室	大阪市東京事務所 大阪市政研究所	所長
総務局	大阪市職員人材開発センター	所長

」

を

「

人事室	大阪市職員人材開発センター	所長
政策企画室	大阪市東京事務所	所長

」

に、

「

健康福祉局	大阪市立弘済院 大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター 大阪市立環境科学研究所	院長 所長 所長
健康福祉局生活福祉部	大阪市立更生相談所	所長

」

を

「

福祉局	大阪市立弘済院 大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター	院長 所長
福祉局生活福祉部	大阪市立更生相談所	所長
健康局	大阪市立環境科学研究所	所長

」

に改め、同表健康福祉局健康推進部の項中「健康福祉局健康推進部」を「健康局健康推進部」に改め、同表健康福祉局健康推進部生活衛生課の項中「健康福祉局健康推進部生活衛生課」を「健康局健康推進部生活衛生課」に改め、同表都市整備局まちづくり事業部の項中「都市整備局まちづくり事業部」を「都市整備局企画部」に改める。

別表第2中大阪市職員人材開発センターの項を次のように改める。

大阪市職員人材開発センター	企画・研修担当課長
---------------	-----------

別表第2 大阪市天王寺動植物公園事務所の項中

「

管理担当課長

」

を

「

管理担当課長

魅力向上担当課長

」

に改め、同表中大阪市阿倍野再開発事務所の項を次のように改める。

大阪市阿倍野再開発事務所	経営担当課長
	工事調整担当課長

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

(平24. 3. 28揭示済)

**大阪市規則第24号**

大阪市政研究所規則を廃止する規則

大阪市政研究所規則（昭和26年大阪市規則第90号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

(平24. 3. 28揭示済)

**大阪市規則第25号**

大阪市中心卸売市場事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市中心卸売市場事務分掌規則（昭和39年大阪市規則第98号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「、東部市場に市場再整備担当課長 2 名を置き」を削る。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

(平24. 3. 28揭示済)

**大阪市規則第26号**

大阪市市税事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市市税事務所事務分掌規則（平成19年大阪市規則第182号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号中「こと」を「こと。ただし、他の所管に属するものを除く。」に改め、同条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

（平24. 3. 28揭示済）

大阪市規則第27号

大阪市保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市保健福祉センター事務分掌規則（平成15年大阪市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第3条中第15号を削り、第14号を第15号とし、第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、同条第9号ただし書中「健康福祉局」を「健康局」に改め、同号を同条第10号とし、同条中第8号の次に次の1号を加える

（9） 養護者による障害者虐待の防止、相談及び調査に関すること

別表第2 此花区役所の項中

「

福祉担当課長

」

を

「

保健担当課長

」

に改め、同表中東住吉区役所の項を次のように改める。

東住吉区役所

生活支援担当課長

別表第2 西成区役所の項中

「

生活援助担当課長

」

を

「

事業調整担当課長

生活援助担当課長

」

に改める。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

(平24. 3. 28揭示済)



大阪市規則第28号

大阪市保健所規則の一部を改正する規則

大阪市保健所規則（平成12年大阪市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「健康福祉局」を「健康局」に改める。

第 2 条中第 2 項を削り、同条第 3 項中「及び副所長」を削り、同項を同条第 2 項とし、同条中第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を削り、同条第 6 項中「副所長は、」を削り、「所長の」を「あらかじめ所長が定める職員が所長の」に改め、同項を同条第 4 項とする。

第 4 条第 1 項保健医療対策課の項第 3 号中「、介護老人保健施設」を削る。

第 5 条第 2 項中「連絡調整担当部長、」を削り、同条第 3 項及び第10項中「健康福祉局長」を「健康局長」に改め、同条第11項及び第12項中「連絡調整担当部長、」を削り、同条第13項中「健康福祉局長」を「健康局長」に改める。

第 6 条及び第13条中「健康福祉局長」を「健康局長」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 （第 5 条関係）

公害健康被害補償担当課長

医療施設指導担当課長

健康危機管理担当課長

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

(平24. 3. 28揭示済)



大阪市規則第29号

大阪市消防局事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市消防局事務分掌規則（昭和44年大阪市規則第26号）の一部を次のように改正する。

「 司 令 課

「指 令 課

第 2 条第 1 項中 を 救 急 部 に改める。

救 急 課」

救 急 課」

第 3 条第 2 項中「、企画調整担当部長及び救急担当部長」を「及び企画調整担当部長」に改め、同条第 4 項中「警備方面隊長 3 名及び航空隊長 1 名」を「航空隊長 1 名及び警備方面隊長 3 名」に改め、同条第 6 項中「警備方面副隊長又は航空副隊長」を「航空副隊長又は警備方面副隊長」に改め、同条第 9 項中「警備方面隊長、航空隊長」を「航空隊長、警備方面隊長」に、「警備方面副隊長、航空副隊長」を「航空副隊長、警備方面副隊長」に改める。

第 4 条中「警備方面隊長、航空隊長」を「航空隊長、警備方面隊長」に、「警備方面副隊長、航空副隊長」を「航空副隊長、警備方面副隊長」に改める。

第 5 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

- 5 警備方面隊長は、災害現場の指揮及び活動支援、現場広報並びに火災原因及び損害の初動の調査に関する事務並びに局長が定める事務を専管する。

第 5 条第 6 項中「警備方面副隊長、航空副隊長」を「航空副隊長、警備方面副隊長」に改める。

第 7 条第 1 項警防部警防課の項第 4 号中「警防業務」を「警防業務（他の課の所管に属するものを除く。）」に改め、同項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とし、同条第 1 項警防部指令課の項中「指 令 課」を「司 令 課」に改め、同項に次の 2 号を加える。

- (5) 災害現場の指揮及び活動支援、現場広報並びに火災原因及び損害の初動の調査に関すること

- (6) 警防訓練に係る計画に関すること

第 7 条第 1 項警防部の項中救急課の項を削り、同条第 1 項に次のように加える。

救 急 部

救 急 課

- (1) 救急業務に係る企画及び調査に関すること
(2) 救急隊の運用に関すること
(3) 救急医療機関等との連絡調整に関すること
(4) 救急車及び救急資器材に関すること

別表総務部の項中

「

本部監察担当課長

」

を

「

本部監察担当課長

勤務条件担当課長

に改め、同表予防部の項中

「

消防設備指導担当課長

を

「

消防設備指導担当課長

移譲準備担当課長

に改め、同表中警防部の項を次のように改める。

救急部	救急施策担当課長
-----	----------

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

(平24. 3. 28揭示済)

大阪市教育委員会文書規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年 3 月 27 日

大阪市教育委員会

委員長 矢野裕俊

大阪市教育委員会規則第 2 号

大阪市教育委員会文書規則の一部を改正する規則

大阪市教育委員会文書規則（昭和37年大阪市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 号及び第 4 号を削り、同条第 5 号中「公文書」を「公文書（次号に規定する会計事務に係る公文書を除く。）」に、「」により」を「以下同じ。）により」に改め、同号を同条第 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 財務会計システム 会計事務に係る公文書のうち、総務局長が会計室長と協議して定めるものの作成、保存、廃棄その他の管理に関する事務を電子情報処理組織により処理する情報処理システムで会計室長が所管するものをいう。

第 2 条中第 6 号を第 5 号とし、第 7 号及び第 8 号を 1 号ずつ繰り上げる。

第 3 条第 2 項中「文書管理システム」を「文書管理システム（会計事務に係る文書のうち、総務局長が会計室長と協議して定めるものにあつては、財務会

計システム)」に改める。

第4条第5号中「文書管理システム」を「文書管理システム及び財務会計システム（以下「文書管理システム等」という。）」に改める。

第5条第7号中「文書管理システム」を「文書管理システム等」に改める。

第14条第2項から第4項までの規定中「文書管理システム」を「文書管理システム等」に改める。

第17条第1号中「文書管理システム」を「文書管理システム（会計事務に係る決裁文書（第28条の規定により公印を押印する公文書に係る決裁文書を除く。次号及び第19条において「会計事務に係る決裁文書」という。）にあつては、財務会計システム）」に改め、同条第2号中「認められるときは、起案用紙を使用すること」を「認められるとき（会計事務に係る決裁文書にあつては、財務会計システムを利用して決裁文書を作成することが適当でないと認められるときは、起案用紙を使用すること）」に改める。

第19条第1項中「行う場合」を「行う場合（会計事務に係る決裁文書にあつては、財務会計システムの電子決裁機能を利用して合議を行う場合）」に改める。

第28条の見出しを「（公印）」に改め、同条第1項中「、許可」を「又は許可」に改め、同条中第2項及び第3項を削る。

第29条第1項中「前条第1項」を「前条」に改め、同条中第3項を削る。

第32条第1項第4号及び第3項中「文書管理システム」を「文書管理システム等」に改める。

第33条中「文書管理システム」を「文書管理システム（財務会計システムに保管する公文書を編集した簿冊にあつては、財務会計システム。次条第2項、第43条第1項及び第44条第1項において同じ。）」に改める。

第34条第1項、第35条第1項、第37条第2項中「文書管理システム」を「文書管理システム等」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市教育委員会文書規則の規定は、平成24年度以後の年度の会計事務に係る公文書について適用し、平成23年度以前の年度の会計事務に係る公文書については、なお従前の例による。

（平24. 3. 27揭示済）



職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年 3 月 29 日

大阪市人事委員会
委員長 西村 捷三

大阪市人事委員会規則第 2 号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和26年大阪市人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第11号の4イ中「第6条の2第2項」を「第6条の3第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

（平24. 3. 29揭示済）

指定職給料表の適用を受ける職員の給料月額に関する規則を公布する。

平成24年 3 月 29 日

大阪市人事委員会

委員長 西村 捷三

大阪市人事委員会規則第 3 号

指定職給料表の適用を受ける職員の給料月額に関する規則

（目的）

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第22条の2第1項の規定に基づき、指定職給料表の適用を受ける職員の号給の決定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（号給の決定）

第 2 条 指定職給料表の適用を受ける職員の号給は、その職に必要とされる要件に応じて決定するものとし、その基準となるべき標準的な場合は、次の各号に定めるとおりとする。

（1） 選考により任命されたもの 1 号給

（2） 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪
市条例第18号）第2条第2項の規定により任期を定めて採用されたもの 2
号給

2 前項の基準と、その職に必要とされる要件の度が同程度と認められる者については、任命権者はあらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の定めをすることができる。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

（平24. 3. 29揭示済）

職務の級の標準的な職務の内容及び職員の職務の級を決定する基準に関する

規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年 3 月 29 日

大阪市人事委員会
委員長 西村 捷三

大阪市人事委員会規則第 4 号

職務の級の標準的な職務の内容及び職員の職務の級を決定する基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の級の標準的な職務の内容及び職員の職務の級を決定する基準に関する規則（平成19年大阪市人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 級別標準職務表ア 行政職給料表級別標準職務表中

「

7 級	1 部長（局に属する次長及び室長を含む。）、担当部長又は副理事の職務
	2 区長の職務
	3 技術監の職務
	4 事業所のうち、局（局に準ずるものを含む。）に属するもの（6 級の項第 2 号に定めるものを除く。）の長、副所長又は副館長（5 級の項第 2 号に定めるものを除く。）の職務
	5 市税事務所の長の職務
	6 消防正監（理事を除く。）の職務
	7 学校経営管理センターの長の職務
8 級	1 危機管理監の職務
	2 局長（政策企画室長、情報公開室長及び会計室長を含む。）、理事又は担当理事の職務

」

を

「

7 級	1 部長（人事室次長並びに局に属する次長及び室長を含む。）、担当部長又は副理事の職務
	2 区長の職務
	3 技術監の職務
	4 事業所のうち、局（局に準ずるものを含む。）に属するもの（6 級の項第 2 号に定めるものを除く。）の長、副所長又は副館長（5 級の項第 2 号に定めるものを除く。）の職務
	5 市税事務所の長の職務
	6 消防正監（理事を除く。）の職務
	7 学校経営管理センターの長の職務
8 級	1 危機管理監の職務

2	局長（人事室長、政策企画室長及び会計室長を含む。）、理事又は担当理事の職務
---	---------------------------------------

に改める。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

（平24. 3. 29揭示済）

職員の給料の調整額に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年 3 月 29 日

大阪市人事委員会
委員長 西村 捷三

大阪市人事委員会規則第 5 号

職員の給料の調整額に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する条例施行規則（平成18年人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「健康福祉局」を「健康局」に改める。

第 3 条第 2 項中「、第 8 項、第10項、第11項及び第12項」を削り、同条中第 3 項から第 6 項までを削る。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

（平24. 3. 29揭示済）

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年 3 月 29 日

大阪市人事委員会
委員長 西村 捷三

大阪市人事委員会規則第 6 号

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成18年人事委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「監査・人事制度事務総括局」を「行政委員会事務局」に改め、同条第 2 項中「総務局長」を「人事室長」に改める。

第 4 条第 2 項及び第 3 項並びに第 5 条中「総務局長」を「人事室長」に改める。

第 7 条第 1 項中「又は区役所保健福祉課に勤務する職員」を「に勤務する職員又は保健福祉センターの所管する業務を行う職員」に改める。

第 9 条第 1 項中「、生活衛生監視事務所又は区役所保健福祉課に勤務する職員」を「若しくは生活衛生監視事務所に勤務する職員又は保健福祉センターの所管する業務を行う職員」に改め、同条第 3 項中「又は区役所保健福祉課に勤務する職員」を「に勤務する職員又は保健福祉センターの所管する業務を行う職員」に改める。

第10条中「区役所保健福祉課に勤務し」を「保健福祉センターの所管する業務を行う職員のうち」に改める。

第11条、第14条並びに第16条中「総務局長」を「人事室長」に改める。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

(平24. 3. 29揭示済)

企業管理規程

大阪市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程を公布する。

平成24年 3 月 28 日

大阪市水道局長 井 上 裕 之

大阪市水道事業管理規程第 2 号

大阪市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

大阪市水道局事務分掌規程（昭和39年大阪市水道事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項工務部の項中

「計画課」

を

「計画課

広域事業開発・推進課」

に改める。

第 2 条第 3 項中「浄水統括担当部長及び給配水統括担当部長」を「広域事業開発・推進担当部長及び浄水統括担当部長」に改める。

第 4 条総務課の項中第10号を第12号とし、第 9 号を第10号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(11) 水道及び工業用水道の危機管理に関すること

第 4 条総務課の項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 訴訟及び重要な不服申立ての総括に関すること

第 4 条経営企画課の項中第 9 号を削り、第 8 号を第 9 号とし、第 3 号から第 7 号を 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 局事業の経営形態に関すること

第 4 条経営企画課の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、同条職員課の項第 4 号中「研修体制」を「研修体制（技術研修に係る企画を除く。）」に改める。

第 5 条計画課の項中第 8 号及び第 9 号を次のように改める。

(8) 水道工事センターの総括に関すること

(9) 技術研修に係る企画に関すること

第 5 条計画課の項第10号を削り、第11号を第10号とし、同項の次に次の 1 項を加える。

広域事業開発・推進課

(1) 大阪府内水道事業の広域化・一元化に関する企画及び連絡調整に関する
こと

(2) 広域連携に関する企画及び連絡調整に関すること

(3) 国際貢献に関する制度についての調査及び企画に関すること

(4) 広域的な事業の開発及び推進に関すること

第 5 条配水課の項第 5 号中「技術上の連絡調整」を「連絡調整」に改め、同号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 水道工事センター関係業務の見直しに関すること

第 5 条給水課の項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とする。

別表を次のように改める。

部	名 称	人 員
総務部	法務監査担当課長	1
	危機管理担当課長	1
	I T 活用担当課長	1
	研修・厚生担当課長	1
	営業企画担当課長	1
工務部	技術監理担当課長	1

附 則

この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

(平24. 3. 28揭示済)

大阪市病院局事務分掌規程の一部を改正する規程を公布する。

平成24年 3 月 28 日

大阪市病院局長 瀧 藤 伸 英

大阪市病院事業管理規程第 2 号

大阪市病院局事務分掌規程の一部を改正する規程

大阪市病院局事務分掌規程（平成21年大阪市病院事業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項の表中「医事企画課」を「診療情報企画課」に改める。

第 2 条第 2 項中「経営企画担当部長」を「病院整備担当部長」に改める。

第 3 条第 2 項中「参事」を「参事、診療報酬等担当課長」に改め、同条第 7 項中「副部長」を「副部長（患者支援センターにあってはセンター長代理）」に改め、同条第12項中「担当課長代理」を「担当課長代理、センター長代理」に改める。

第 4 条第 1 項中「担当課長代理」を「担当課長代理、センター長代理」に改める。

第 5 条経営課の項中第 6 号及び第 7 号を削り、第 5 号を第 7 号とし、第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 4 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(5) 薬剤その他の使用物品（他の所管に属するものを除く。）の管理及び供給に関すること

第 5 条経営課の項中第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 局運営方針及び経営分析に関すること

第 6 条管理課の項第 1 号中「3 市民病院」を「センター及び市民病院（以下「3 市民病院」という。）」に改め、同条中医事企画課の項を次のように改める。

診療情報企画課

(1) 3 市民病院の経営改善策、医業収益の確保策及び診療体制の整備計画の策定その他の市民病院事業の企画に関すること

(2) 3 市民病院の診療報酬の請求及び収納業務の総括に関すること

(3) センターの診療報酬の請求及び収納業務に関すること

(4) 局の病院情報システム等 I T 関連業務の総括に関すること

(5) センターの病院情報システム等 I T 関連業務に関すること

第 6 条中物品管理供給部の項を削り、透析部の項の次に次のように加える。

遺伝子診療部

(1) 遺伝子診療に関すること

別表第 1 診療科の項中「小児内科」を「小児総合診療科」に改め、同表部の項中「、物品管理供給部」を削り、「透析部」を「透析部、遺伝子診療部」に改める。

別表第 3 中「企画担当課長」を「契約管財担当課長」に改める。

契約管財担当課長 施設管理担当課長

附 則

この改正規程は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

（平24. 3. 28揭示済）

告 示

大阪市告示第344号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年 3 月 23 日

大阪市長 橋 下 徹

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成24年 4 月 6 日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

種 類	場 所
普通自動車 (トヨタ 白色)	西成区南津守5丁目3番先

(建設局管理部路政課)

(平24. 3. 23揭示済)

大阪市告示第437号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき大阪市市民情報プラザの有償刊行物頒布代金及び複合機プリント代金の徴収及び収納に関する事務を次のとおり委託したことを、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成24年 4 月 6 日

大阪市長 橋 下 徹

1 委託期間

平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで

2 委託先

株式会社 ダブリュファイブ

代表取締役 伊東 桂子

(政策企画室市民情報部公開制度等担当)

大阪市告示第438号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成24年 4 月 6 日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天 1 丁目 2 番 1 -1300号
大阪市契約管財局契約部物品等契約担当
電話 06-4395-7145

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称及び数量
市内一円橋梁・道路排水設備清掃業務委託 一式
(以上、電子入札対象案件とする。)
- (2) 役務の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期限 平成25年 3 月 29 日 (金)
- (4) 履行場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば、当該審査を行う。ただし、平成24年 4 月 20 日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (4) 平成23・24年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「01 建物等各種施設管理 10 土木施設清掃・除草」で登録していること。
- (5) 平成14年度以降に、高速道路、または高架道路での樹清掃または排水管清掃の元請による契約履行実績を有すること。

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先
大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法
公示の日から平成24年 4 月 20 日（金）午後 5 時まで無償にて交付する（ただし、本市の休日を除く。）。)
- (3) 仕様書の交付方法
システムにより交付する。

※希望により、資格審査申請期間中の仕様書の閲覧は可とする。なお、資格審査申請に係る審査結果通知後、紙入札者については、仕様書を入札日までの間貸与する。

(4) 入札参加申請書等の受付期間

公示の日の翌日から平成24年 4 月20日（金）午後 5 時まで（ただし、本市の休日を除く。）。

(5) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 契約条項を示す場所

(1) システム上

(2) 担当部局（1 に同じ）

6 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

① 入札書受付期間

平成24年 6 月11日（月）から同月12日（火）まで（午前 9 時から午後 5 時まで）

② 開札予定日時 平成24年 6 月13日（水）午前10時30分

③ 場所 システム上

(2) 紙入札による場合

① 入札書受付期間 平成24年 6 月13日（水）午前10時から午前10時30分まで

② 開札予定日時 平成24年 6 月13日（水）午前10時30分

③ 場所 大阪市契約管財局契約部入札室（1 に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第 2 項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は、平成24年 6 月12日（火）午後 5 時までに必着のこと

7 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要。ただし、契約規則第37条第 1 項第 1 号又は第 3 号に該当するときは、契約保証金を免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成24年 4 月20日（金）午後 5 時までに、持参又は郵便等により必着のこと。なお、当

該書類に関し本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は、無効とする。

なお、開札後、落札決定までに入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:
The works of cleaning the bridges and road drainage in Osaka city
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation: 5:00PM, 20 April 2012
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① on the Osaka City Electronic Tender System: from 9:00AM, 11 June 2012 to 5:00PM, 12 June 2012
 - ② in person: from 10:00AM to 10:30AM, 13 June 2012
 - ③ by post: 5:00PM, 12 June 2012
- (4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL 06-4395-7145

(契約管財局契約部物品等契約担当)

大阪市告示第439号

次のとおり落札者等について公示する。

平成24年 4 月 6 日

大阪市長 橋 下 徹

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日
（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方）
⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随
意契約の場合はその理由

◎契約管財局契約部物品等契約担当（大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号）

①災害救助用毛布 20,000枚 買入 ②一般 ③24. 2. 1 ④（株）ミヨシ
大阪市東住吉区住道矢田4 - 20 - 11 ⑤41,244,000円 ⑥23. 12. 16
①A重油（港湾局）3月分 44KL 買入（単価契約） ②一般 ③24. 2. 2
④（株）シェル石油大阪発売所 大阪市淀川区西中島2 - 11 - 30ヤマオキビ
ル ⑤76,545円 ⑥24. 1. 6

（契約管財局契約部物品等契約担当）

大阪市告示第440号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道
路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部において一般の縦覧に供する。

平成24年 4 月 6 日

大阪市長 橋 下 徹

指定年月日及び指令番号

平成24年 3 月23日

大阪市指令大計建企 第1050号

地 名	地 番	道路幅員	道路延長	摘 要
生野区 生野東1丁目	20番2の一部	m 4.0	m 20.74	袋路状道路

（計画調整局建築指導部建築企画課）

大阪市告示第441号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次
のとおり医師を指定する。

平成24年 4 月 6 日

大阪市長 橋 下 徹

①医師名 ②医療機関名称 ③所在地 ④担当する障害の種類 ⑤指定年月日

①齊田 孝彦 ②入野医院 ③浪速区元町二丁目3-19 ④肢体不自由、平衡機能障害、そしゃく機能障害 ⑤平成24年4月1日

①北原 紘 ②入野医院 ③浪速区元町二丁目3-19 ④聴覚・平衡機能障害 ⑤平成24年4月1日

①西阪 誠泰 ②にしさか腎・泌尿器科クリニック ③淀川区西三国三丁目1-21 ④腎臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害 ⑤平成24年4月1日

(大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター 相談課)

大阪市告示第442号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、医療機関（更生医療・育成医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月6日

大阪市長 橋 下 徹

①名称 ②所在地 ③担当しようとする医療の種類 ④指定年月日

①オレンジ薬局 長吉出戸店 ②平野区長吉出戸五丁目3-69 センチュリーハイツ出戸102号 ③調剤 ④平成24年4月1日

①セブン薬局 天六店 ②北区天神橋六丁目7-17 ③調剤 ④平成24年4月1日

①こはま駅前薬局 ②住之江区粉浜二丁目1-36 ③調剤 ④平成24年4月1日

①イオン薬局 高見店 ②此花区高見一丁目5-70 イオン高見店1階 ③調剤 ④平成24年4月1日

(大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター 相談課)

大阪市告示第443号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第2項の規定により大阪市森林整備計画を変更したので、同条第4項において準用する同法第10条の5第8項の規定により、公告する。

平成24年4月6日

大阪市長 橋 下 徹

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

大阪市は西に大阪湾、東・北・南の三方に山脈を控え、淀川や旧大和川によって沖積された大阪平野のほぼ中央に位置している。年平均気温16.9℃、年間降水量1,279ミリというおだやかな瀬戸内式気候に恵まれ、滋賀県の琵琶湖に水源を発する淀川などの水利にも恵まれた水の都でもある。市域中央

部やや東よりの上町台地は、東西の幅約2kmの洪積層台地が大阪城付近から南へ約12kmに渡って延び、標高10～20m、一番高いところで23m、南へ向かってだんだん低くなり、東側へゆるやかに西側に急傾斜している地形となっている。

大阪の地形と都市形成は、水を活かした「水の都」づくりという一面と、上町台地一体にあった森を中心に、古くから高密度に利用された市街地としての面を持っていたといえる。しかし、市内全域の市街化が進むにつれ、上町台地を含め市街地が形成される過程において、多くの自然の森は住宅開発や道路整備とともに消失してきた。

本市の行政面積は約22,247haであり、うち現存する森林の面積はわずかに0.17haのみである。その森林の現況は、小学校とマンションの敷地の一部にわずかな立木が残っているというものである。また、本地域の森林の位置づけは林業的なものではなく、市民の緑としての役割を担っているといえる。

従って本市の森林は、森林（緑）を通じた風致の維持を目的としたものである。都市化された空間での貴重な緑としての機能を果たしており、その機能を永年的に発揮していくように維持していく必要がある。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

○ 保健・レクリエーション機能

当該森林は風致保安林に指定されており、市民の身近な緑となっているため、今後とも風致の維持機能を継続させることを重視する。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

当該森林は小学校とマンションの敷地の一部であり、市民に身近な自然や、自然とのふれあいの場として憩いと学びの場を提供しており、保健文化機能を有するので、現在の形態を維持し、不必要な伐採及び剪定等は極力避けるような方向で、所有者の協力を求めながらその維持に努めるものとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

該当なし

Ⅱ 森林整備の方法に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

該当なし

第2 造林に関する事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

該当なし

第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 水源のかん養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

当該森林は風致保安林となっているので保健機能の維持増進を図る森林に設定する。

イ 森林施業の方法

当保安林は、小学校とマンションの敷地の一部にわたる小規模な風致林であり、長伐的施業で管理をしていくことがのぞましい。

- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

該当なし

【別表 1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	図面のとおり 0.17
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		

【別表 2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林		
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能	長伐期施業を推進すべき森林	図面のとおり	0.17
	択伐以外の方法による複層林施業		

能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	択伐による複層林施業		
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		

3 その他必要な事項

該当なし

第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

該当なし

第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

該当なし

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

該当なし

Ⅲ 森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

該当なし

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
大阪市阿倍野区手塚山1丁目23-8		0.17		0.17				

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

造林、保育、伐採その他施業の方法

施業の区分	施業の方法
保育	住宅地に隣接している為、必要最低限の範囲で剪定等を行う。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

該当なし

付属資料：大阪市森林整備計画位置図



(ゆとりとみどり振興局緑化推進部計画課)

大阪市告示第444号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年4月6日

大阪市長 橋 下 徹

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成24年 4 月20日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路線名	除却実施場所	物 件
市道堂島海老江線	福島区海老江1丁目6番先	植木、プランター
市道堂島海老江線	福島区鷺洲5丁目3番先	植 木

（建設局管理部路政課）

大阪市告示第445号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年 4 月 6 日

大阪市長 橋 下 徹

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成24年 4 月20日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

No.	種 類	場 所
1	自動二輪車 (ヤマハ 黒色)	天王寺区生玉町5番先
3	自動二輪車 (外国車 黒色)	東住吉区桑津2丁目11番先

（建設局管理部路政課）

大阪市告示第446号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成24年 4 月 6 日

大阪市長 橋 下 徹

金融機関名	店 舗 名	所在地	変更日
-------	-------	-----	-----

大阪信用金庫	茨木支店	変更前	〒567-0012 茨木市東太田 1 - 1 - 112	平成24年 5 月 7 日
		変更後	〒567-0021 茨木市三島丘 1 - 2 - 7	

(会計室会計管理担当)

大阪市告示第447号

消防法（昭和23年法律第186号）第12条の3第1項の規定により命令を行ったので、同条第2項の規定において準用する同法第11条の5第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 4 月 6 日

大阪市長 橋 下 徹

1 貯蔵所等の場所

大阪市此花区北港白津 2 丁目 4 番13号

2 貯蔵所等の名称

日本環境安全事業株式会社大阪事業所西棟

3 命令を受けた者の氏名

日本環境安全事業株式会社 代表取締役社長 矢尾板 康夫

4 命令事項

上記一般取扱所において、1 階小型解体室の車載型トランスラインの火災発生に伴い、安全が確認されるまでの間、当該小型解体室の使用を停止すること

5 命令年月日

平成24年 3 月 14 日

(消防局予防部予防課)

大阪市交通局告示第21号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成24年 4 月 6 日

大阪市交通局長 藤本 昌信

1 契約担当

〒550-8552 大阪市西区九条南 1 丁目12番62号 大阪市交通局庁舎 3 階
大阪市交通局総務部経理課 電話 06-6585-6254

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称及び数量

ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集運搬業務委託（平成24年度）（概算契約）一式

(2) 役務の特質等 入札説明書による。

(3) 履行期間 契約締結日から平成25年 3 月31日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件の全てを満たし、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を本市契約管財局契約部物品等契約担当（電話 06-4395-7146）に行えば、当該審査を行う。ただし、平成24年 4 月20日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること

(2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと

(3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

(4) 平成23・24年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「01 建物等各種施設管理 16 廃棄物処理」で登録していること

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の 4 第 1 項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業において、事業の範囲に「廃PCB等」及び「PCB汚染物」を含む許可を大阪府又は大阪市において受けており、かつ、日本環境安全事業株式会社の大阪ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設への入門の許可を受けていること

4 入札説明書等の交付場所等

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 1に同じ

(2) 入札説明書等の交付方法

公示日から平成24年 4 月20日（金）午後 5 時まで無償により交付する。（ただし、本市の休日及び正午から午後 1 時までを除く。）

(3) 入札参加申請書等の受付期間

公示日の翌開庁日から平成24年 4 月20日（金）午後 5 時まで（ただし、本市の休日及び正午から午後 1 時までを除く。）

(4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札手続等

(1) 入札執行の日時及び場所

ア 入札執行日時 平成24年 5 月31日（木）午後 2 時

イ 入札執行場所 大阪市交通局総務部経理課入札室

ただし、大阪市交通局契約規程（昭和42年大阪市交通事業管理規程第4号。以下「契約規程」という。）第21条第3項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は、平成24年5月30日（水）午後5時までに必着のこと

(2) 入札保証金等

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 要

ただし、契約規程第36条第1項の規定に該当する場合は免除する。

ウ 保証人 不要

エ 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

オ 契約書作成の要否 要

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 入札者に要求される事項

入札参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成24年4月20日（金）午後5時までに、受付場所に持参又は郵便等により必着のこと。なお、当該書類に関し本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

7 入札の無効

契約規程第24条第1項の規定に該当する入札は、無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者の行った入札とみなし無効とする。

8 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 落札決定後、契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(4) 詳細は入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:

Collection and transportation business consignment of wasted
Polychlorinated biphenyl (2012 fiscal year) 1 set

(2) The closing date and time for the submission of application forms
and attached documents for the qualification confirmation:5:00PM,
20 April 2012

(3) The date and time for the submission of tenders:
2:00PM, 31 May 2012 (tenders submitted by mail 5:00PM, 30 May
2012)

(4) A contact point where tender documents are available:
General Affairs Division, Osaka Municipal Transportation Bureau,
The City of Osaka 12-62, Kujominami 1-chome, Nishi-ku, Osaka 550-
8552, TEL 06-6585-6254

(交通局総務部経理課)

大阪市交通局告示第22号

次のとおり落札者等について公示する。

平成24年 4 月 6 日

大阪市交通局長 藤本 昌信

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日
（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方）
⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随
意契約の場合はその理由

◎交通局総務部経理課（大阪市西区九条南 1 丁目12番62号）

①台車立体格納装置製造 一式 ②随意 ③24. 1. 31 ④(株)日立製作所
関西支社 大阪市北区堂島浜 2 丁目 2 番28号 ⑤94, 080, 000円 ⑦政府調達
に関する協定第15条第 1 項(d)

(交通局総務部経理課)

大阪市水道局告示第23号

次の金融機関の店舗について、所在地の変更の届出があったので、地方公営
企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の 2 第 3 項の規定に基づき告示
する。

平成24年 4 月 6 日

大阪市水道局長 井 上 裕 之

金融機関名	店舗名	所 在 地		変更年月日
あおぞら銀行	梅田支店	変更前	大阪市北区角田町 8 番47号	平成24年 4 月16日
		変更後	大阪市北区梅田 1 丁目12番12号	

(水道局総務部経理課)

大阪市選挙管理委員会告示第 9 号

平成24年 2 月28日の大阪市議会における大阪市福島区ほか 1 区の選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の結果、それぞれ次の者が当選し、3 月28日付けをもって就任した。

平成24年 3 月28日

大阪市選挙管理委員会

委員長 中 嶋 勝 規

区 名	区 分		住 所	氏 名
福 島 区	委 員		大阪市福島区海老江 6 丁目 4 番 2 号	西 野 千 里
			同 福島 6 丁目12番16号	矢 山 治 美
			同 鷺洲 4 丁目 2 番27号	吉 崎 昌 作
			同 野田 2 丁目 9 番 6 号	和 田 智津子
	補 充 員	順位		
		1	同 玉川 4 丁目 8 番19号	栗 原 鎮 雄
		2	同 海老江 3 丁目24番42－201号	乃 一 としの
		3	同 玉川 4 丁目 8 番16号	福 原 和 子
大 正 区	委 員		大阪市大正区平尾 4 丁目23番12号	中 道 良 明
			同 泉尾 5 丁目11番13号	曾 越 照 朗
			同 南恩加島 6 丁目15番24号	北 村 純 子
			同 小林東 2 丁目12番 3－805号	濱 浦 憲 司
	補 充 員	順位		
		1	同 鶴町 2 丁目 5 番 4 号	西 野 節 子
		2	同 泉尾 5 丁目11番 8 号	上 山 博
		3	同 小林東 2 丁目 2 番 2－104号	高 森 秀 雄
	補 充 員	4	同 南恩加島 6 丁目18番16号	南 美 加

(行政委員会事務局選挙部選挙課)

公 告

大阪市公告第62号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成24年4月6日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号

あべのルシナス13階

大阪市環境局総務部総務課

電話 06-6630-3164

2 入札に付すべき事項

売払物品名	数量
工事廃材等（鶴見工場）	一山

3 下見日時及び場所

下見場所	保管場所	下見日時
鶴見工場	鶴見区焼野 2-11-5	平成24年4月23日（月） 午前11時～正午

4 入札参加に要する書類

- (1) 一般競争入札参加申出書兼契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でない旨の誓約書（本市交付）
- (2) 大阪市契約管財局契約部物品等契約担当の発行する平成22・23年度物品売払入札参加承認証の写し

※平成22・23年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>）の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成22・23年度申請書」からダウンロードすること

5 入札用紙の交付期限

本公告の日から平成24年4月20日（金）午後5時30分まで

6 入札説明書の交付場所等

上記1及び大阪市ホームページからダウンロード可

（http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/21-Curr.html）

7 入札保証金

免除

8 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上を指定期限までに納付すること。

契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

ただし、契約金額を全額即納する場合には契約保証金を免除する。

9 入札執行の日時及び場所

(1) 入札執行の日時

平成24年 4 月 24 日 (火) 午前10時

(2) 入札執行の場所

あべのルシアスビル12階 大阪市環境局入札室

10 入札の方法

物品買受申込書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。

11 入札の無効

(1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第 1 項各号のいずれかに該当する入札

(2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者がした入札

※入札に参加しようとする者は、入札に付すべき事項の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について主管局立会者の確認印のない入札は無効とする。

12 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

但し、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出しなかった場合は、次順位のものを落札者とする。

13 その他

(1) 契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

14 問い合わせ先

(売払物品に関する問い合わせ先)

環境局施設部鶴見工場

電話06-6912-4700

(入札・契約に関する問い合わせ先)

環境局総務部総務課

電話06-6630-3164

(環境局総務部総務課)

大阪市公告第63号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成24年 4 月 6 日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当

〒545－8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 5 番 1 号

あべのルシアス13階

大阪市環境局総務部総務課

電話 06－6630－3164

2 入札に付すべき事項

売払物品名	数量
工事廃材等（八尾工場）	一山

3 下見日時及び場所

下見場所	保管場所	下見日時
八尾工場	八尾市上尾町 7 - 1	平成24年 4 月23日（月） 午後 2 時～午後 3 時

4 入札参加に要する書類

- (1) 一般競争入札参加申出書兼契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でない旨の誓約書（本市交付）
- (2) 大阪市契約管財局契約部物品等契約担当の発行する平成22・23年度物品売払入札参加承認証の写し

※平成22・23年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>）の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成22・23年度申請書」からダウンロードすること

5 入札用紙の交付期限

本公告の日から平成24年 4 月20日（金）午後 5 時30分まで

6 入札説明書の交付場所等

上記 1 及び大阪市ホームページからダウンロード可

（ http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/21-Curr.html）

7 入札保証金

免除

8 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上を指定期限までに納付すること。

契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

ただし、契約金額を全額即納する場合には契約保証金を免除する。

9 入札執行の日時及び場所

- (1) 入札執行の日時

平成24年 4 月24日（火） 午前10時

- (2) 入札執行の場所

あべのルシアスビル12階 大阪市環境局入札室

10 入札の方法

物品買受申込書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。

11 入札の無効

- (1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札
- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者がした入札

※入札に参加しようとする者は、入札に付すべき事項の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について主管局立会者の確認印のない入札は無効とする。

12 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

但し、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出しなかった場合は、次順位のものを落札者とする。

13 その他

- (1) 契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

14 問い合わせ先

（売払物品に関する問い合わせ先）

環境局施設部八尾工場

電話072-923-4226

（入札・契約に関する問い合わせ先）

環境局総務部総務課

電話06-6630-3164

（環境局総務部総務課）

大阪市交通局公告第2号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成24年 4 月 6 日

大阪市交通局長 藤本 昌信

1 契約担当

〒550-8552 大阪市西区九条南1丁目12番62号 大阪市交通局庁舎3階

大阪市交通局総務部経理課 電話 06-6585-6252

2 入札に付すべき事項

物件番号	売 払 物 品	数 量
------	---------	-----

①	古新聞他（単価契約）	約50,000kg
②	古広告ポスター（単価契約）	約35,000kg
③	古油（単価契約）	約30,000 L
④	古新聞他（返納倉庫集積分）	2 点
⑤	各種古タイヤ等	1 式
⑥	古寝具類（シーツ等）	1 山

なお、①～③号物件については、当局が指定した日時に指定する数量を引き取りることとし、詳細は入札説明書による。

3 下見日時、物件及び場所

平成24年 4 月12日（木）から同月16日（月）まで（ただし、本市の休日を除く。）の午前10時から正午まで及び午後 1 時から午後 3 時まで

物件番号	保管場所	所 在 地
①	交通局庁舎	西区九条南 1 丁目12番62号
②③	森之宮車両管理事務所	城東区森之宮 1 丁目 6 番40号
②③	緑木車両管理事務所	住之江区緑木 1 丁目 4 番160号
②③	中百舌鳥検車場	堺市北区長曾根町130番 7 号
②③	南港検車場	住之江区南港中 6 丁目 1 番 5 号
②	大日検車場	守口市大日町 1 丁目 1 番 1 号
②	東吹田検車場	吹田市南正雀 4 丁目10番 1 号
②	鶴見検車場	鶴見区浜 1 丁目 2 番 6 号
②	八尾車庫	八尾市若林町 1 丁目36番
③⑤	東成営業所	東成区大今里西 3 丁目 2 番17号
③⑤	守口営業所	守口市京阪本通 1 丁目10番23号
③⑤	長吉営業所	平野区长吉長原東 3 丁目10番18号
③⑤	港営業所	港区福崎 3 丁目 1 番81号
③⑤	住吉営業所	住吉区万代東 3 丁目 5 番22号
③⑤	鶴町営業所	大正区鶴町 4 丁目11番55号
③⑤	中津営業所	北区中津 6 丁目 9 番32号
③⑤	井高野営業所	東淀川区井高野 4 丁目 3 番59号
③⑤	西島営業所	此花区西島 4 丁目 1 番11号
③⑤	住之江営業所	住之江区新北島 1 丁目 2 番50号
③	自動車車両管理事務所	此花区西島 4 丁目 1 番11号
③	工務管理事務所長居技術事務所	住吉区长居 1 丁目 1 番50号
④⑥	返納倉庫	住之江区緑木 1 丁目 4 番138号

4 引取期限

物件番号	引 取 期 限
①	平成25年 3 月 29 日 (金)
②③	平成24年10月 5 日 (金)
④⑥	平成24年 5 月 11 日 (金)
⑤	平成24年 5 月 18 日 (金)

5 入札参加資格

平成22・23年度物品売払入札参加申請を行っていない者は、本市物品売払入札参加申請（以下「参加申請」という。）を契約管財局契約部物品等契約担当（電話 06-4395-7145）において行うこと。ただし、入札執行日の2日前までに契約管財局契約部において参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

（参加申請に要する書類）

- (1) 物品売払入札参加申請書（本市発行）
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でない旨の誓約書
- (3) 法人にあつては法人の登記事項証明書
- (4) 法人にあつては法務局発行の印鑑証明書、個人にあつては市区町村長発行の印鑑証明書

6 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、当該入札に関する問い合わせ先及び契約条項を示す場所 1 に同じ
- (2) 入札説明書の交付方法

ア 公示日から平成24年 4 月 16 日（月）午後 5 時まで無償により交付する。（ただし、本市の休日を除く。）

イ 郵送

ただし、大阪市交通局ホームページ

(http://www.kotsu.city.osaka.lg.jp/business/contract/choutatsu/huyouhin-uri/110511nyuusatusetumeisyo_yusou.html) を参照のうえ、所定の手続きを行った者に限る。

7 入札保証金 免除

なお、引取期限までに契約を締結しないときは、落札金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額）の100分の3に相当する違約金を徴収する。

8 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を指定期限（入札日当日）までに納付すること。ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

9 入札執行日時

平成24年 4 月17日（火）午前10時

10 入札執行場所

大阪市交通局庁舎 1 階大会議室（住所は 1 に同じ）

11 入札の方法

入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること

12 入札の無効

大阪市交通局契約規程（昭和42年大阪市交通事業管理規程第 4 号）第24条第 1 項の規定に該当する入札は、無効とする。

13 その他

(1) 落札決定後、契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。また、契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(2) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市交通局契約規程第24条第 1 項に該当するものとして、その者に係る入札は無効とする。

（交通局総務部経理課）